

**障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業について**

(平成23年度第4次補正予算案)

《積み増し額：115億円、 延長期間：平成24年度末までの1年間》

**【趣 旨】****□ 新体系移行後のソフトランディング**

平成24年度から新体系移行が完全実施されることに伴い、新体系移行後に減収となった障害福祉サービス事業所に対し事業運営の安定化を図り、新体系移行後のサービスの基盤整備を行う。

**□ 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正の円滑施行等**

法改正に伴い必要となる自治体のシステムの改修等、相談支援事業所の立ち上げに必要な設備整備等を行う。

**【事業内容】****□ 新体系定着支援事業 [50億円]**

・新体系移行後の事業運営を安定化させることにより、新体系移行後のソフトランディングを支援する事業。

**□ 障害者自立支援基盤整備事業 [37億円]**

・既存施設等が新体系に移行した場合等に必要となる就労支援事業所等の設備整備、備品購入等の経費に対し助成し、障害福祉サービスの基盤整備を図る事業。

**□ 障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 [10億円]**

・障害者自立支援法等の改正に伴って必要となる自治体のシステム等の開発・改修事業。

**□ 相談支援体制の充実・強化事業、その他 [18億円]**

・相談支援体制充実の強化事業（相談支援事業所の立ち上げ等の設備整備や訪問による地域の障害者に対する支援など）  
地域移行の推進に資する事業（障害者を地域で支える体制づくりモデル事業など）

**【備 考】**

- 今年度まで基金事業として実施している「福祉・介護人材の処遇改善事業」、「通所サービス等利用促進事業」、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、報酬への組み込みなどにより、事業の継続的な実施を確保する。

※ 東日本大震災の被災地支援については、既に第3次補正予算で被災地障害福祉サービス基盤整備事業等で15億円を被災3県（岩手県、宮城県、福島県）に積み増しし、期間を平成24年度末までとした。